三十一　国民健康保険法施行規則第二十七条の十七の二第一項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定による確認又は同条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知	［新設］
三十二　国民健康保険法施行規則第二十七条の十七の三第一項（同条第六項の規定により医療保険者を経由する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第三項の規定による証明書の交付、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは証明書の交付又は同条第六項の規定による情報の提供	［新設］
三十三　国民健康保険法施行規則第二十七条の十七の四第一項（同条第四項の規定により適用する場合及び同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項（同条第四項の規定により適用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項の規定により適用する場合を含む。）の規定による確認	［新設］
三十四～四十八　［略］	三十一～四十五　［同上］
（法別表第十四号の総務省令で定める事務）	（法別表第十四号の総務省令で定める事務）
第十四条　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第十四条**　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで、第十九号の五から第十九号の七まで、第十九号の九、第十九号の十若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第十三号の四、第十三号の六、第十四号、第十六号、第十八号、第十九号の四、第十九号の八、第十九号の十一、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し	九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第十三号の四、第十三号の六、第十四号、第十六号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し
［十～十八　略］	［十～十八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月一日）から施行する。

○総務省令第九十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四第十項第二号、第十一項第四号並びに第十二項第四号及び第五号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（高額療養費に係る療養に要した費用の額等）	（高額療養費に係る療養に要した費用の額等）
第二条の四の六　［略］	**第二条の四の六**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］